



由良町出産応援給付金事業について



由良町では令和5年2月1日より、皆様が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない相談支援の充実と、応援給付金の支給を行っています。

本事業では、妊娠届出時に妊婦1人あたり5万円（出産応援給付金）を支給いたします。

○対象者：申請時点で由良町に住所を有し、妊娠届出をした妊婦1人あたり5万円支給

○申請方法：妊娠届出時、アンケートを提出し、面談を受けた後、「出産応援給付金支給申請（請求）書」を提出

＜申請時に必要なもの＞

（1）本人確認書類（写真付きの場合1点、または写真なしの場合2点）※来庁時にコピーさせていただきます

（2）振込先金融機関の口座番号等の分かるもの（申請者の通帳の見開き面またはキャッシュカード）※来庁時にコピーさせていただきます

※妊婦名義の通帳への振込みとなります。

妊婦以外の口座への振り込みとなる場合、委任状の提出が必要です

（3）※出産応援給付金支給申請（請求）書（様式第1号）

（4）※妊娠届出時のアンケート

※（3）、（4）については、窓口でご用意しています。

○申請期限：原則妊娠中（妊娠届出時に申請受付します。給付金支給には妊婦との面談が必須です。妊婦以外の方がお越しいただいた場合は、後日妊婦との面談の機会を設けます。）

○申請先：由良町役場 住民福祉課

◎妊娠8か月頃に、妊娠中や産後の生活に関するアンケートを郵送します。妊娠中・産後の不安や疑問についてお聞かせください。アンケートにおいて相談を希望された方には、後日保健師からお電話し、日程調整させていただきます。



お問い合わせ先
由良町役場 住民福祉課
TEL：0738-65-0201